

(電子メール施行)
住 第 1 7 7 2 号
令和 4 年 1 月 28 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課長

改正長期優良住宅法第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づく災害配慮基準の新設等について（周知）

長期優良住宅の普及の促進等に関する法律の改正及び施行に伴い、兵庫県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱及び兵庫県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領の改正を行いました。

主な変更内容は別添資料のとおりとなりますので、あらかじめご承知おきください。

つきましては、貴団体の会員に周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先

住宅政策課 末盛

TEL：(078)-341-7711（内線）4639